



栃木県公報

平成24年
3月30日(金)
号外
第35号

目次

規則

- 栃木県環境影響評価条例施行規則の一部改正..... 1
○栃木県立自然公園条例施行規則等の一部改正..... 1
○森林法施行細則の一部改正..... 2

規則

栃木県規則第二十五号

栃木県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

栃木県知事 福田 富一

栃木県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県環境影響評価条例施行規則（平成十一年栃木県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の項第六号及び同表十四の項中「若しくは第87条の2第1項」を「、第87条の2第1項若しくは第96条の2第1項」に、「、同法第87条の3第1項」を「又は同法第87条の3第1項」に改め、「第7項」の次に「若しくは第96条の3第1項」を加え、「又は同法第96条の2第1項若しくは第96条の3第1項の規定による協議」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(環境森林政策課)

栃木県規則第二十六号

栃木県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

栃木県知事 福田 富一

栃木県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則

(栃木県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第一条 栃木県立自然公園条例施行規則（昭和三十二年栃木県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第十六号の十二及び第二十六号の十中「、その同意を得た」を「その同意を得た、若しくは協議した」に改める。

(自然環境の保全及び緑化に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 自然環境の保全及び緑化に関する条例施行規則（昭和三十九年栃木県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第七号中「、その同意を得た」を「その同意を得た、若しくは協議した」に改める。

(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第三条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成十五年栃木県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「法第七条第四項（法第十二条第六項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。）又は」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(自然環境課)

栃木県規則第二十七号

森林法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

栃木県知事 福田 富一

森林法施行細則の一部を改正する規則

森林法施行細則（昭和五十年栃木県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「及び法第三十九条の四第二項」を「並びに法第三十九条の四第三項及び第五十条第二項」に改め、同条第二項中「及び法第三十九条の四第三項」を「、第三十九条の四第四項及び第五十条第三項」に改め、同条第三項中「及び法第三十九条の四第二項」を「、法第三十九条の四第三項」に改め、「申立てをした者」の下に「及び法第五十条第四項に規定する当事者」を加え、同条第四項中「理由を陳述」を「理由の陳述又は証拠の提示及び意見の陳述（以下「陳述等」という。）を」に、「異議の要旨及び理由を陳述」を「陳述等を」に、「その陳述」を「その陳述等」に改め、同条第五項中「陳述」を「陳述等」に改め、同条第九項中「その陳述」を「その陳述等」に、「陳述」を「陳述等を」に改める。

第十六条中「法第百八十八条第三項」を「法第百八十八条第二項又は第三項の規定により当該職員が他人の森林に立ち入ろうとする場合における同条第四項」に、「証票」を「証明書」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第百八十八条第二項の規定により知事が委任した者が他人の森林に立ち入ろうとする場合における同条第四項の規定による身分を示す証明書の様式は、別記様式第十一号の二のとおりとする。

別記様式第四号中「開発行為承認届出書」を「開発行為届出承認届出書」に、「開発許可」を「開発行為」に改める。

別記様式第十一号を次のように改める。

別記様式第11号(第16条関係)

表

上記の者は、森林法（昭和26年法律第249号）第188条第2項又は第3項の規定により立入調査を行う者であることを証明する。

裏

森林法（抜粋）

（立入調査等）

第188条 略

2 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員又はその委任した者に、他人の森林に立ち入つて、測量又は実地調査をさせることができる。

3 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員に、他人の土地に立ち入つて、標識を建設させ、又は前項の測量若しくは実地調査若しくは標識建設の支障となる立木竹を伐採させることができる。

4 前2項の規定により他人の森林に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

5 第2項及び第3項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 略

別記様式第十一号の次に次の様式を加える。
別記様式第十一号の2 (第16条関係)

表

8.5 cm			
3.0cm	← 2.4cm →	第 号	
	写	身 分 証 明 書	
	真	交付年月日 年 月 日	
	押出 スタンプ	有効期限 年 月 日	
		住 所	
		氏 名	
		(所 属)	
<p>上記の者は、森林法（昭和26年法律第249号）第188条第2項の規定により立入調査を行う者であることを証明する。</p>			
栃木県知事		印	
		5.4cm	

裏

森林法（抜粋）

（立入調査等）

第188条 略

2 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員又はその委任した者に、他人の森林に立ち入つて、測量又は実地調査をさせることができる。

3 略

4 前2項の規定により他人の森林に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

5 第2項及び第3項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 略

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(森林整備課)